

競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項について

◎ 情報通信研究機構契約事務細則（第3条～第5条抜粋）

（平成16年4月1日 04細則第22号）

改正 平成29年 3月31日 16細則第20号

第2章 一般競争契約

（一般競争に参加させることができない者）

第3条 契約担当は、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争契約に参加させることはできない。

- 1 当該契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第4条 契約担当は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 1 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- 2 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合したとき
- 3 他者が競争へ参加すること、落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- 4 監督又は検査の実施に際し職員の職務の執行を妨げたとき
- 5 正当な理由なくして契約を履行しなかったとき
- 6 その他、機構に損害を与えたとき
- 7 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

二 契約担当は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争

に参加させないことができる。

(一般競争参加者の資格)

第5条 一般競争に参加できる者は、次の各号に掲げる資格を有する者とする。

- 1 物品の製造及び物品の販売並びに役務の提供等 各省各庁における物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）の入札参加資格（全省庁統一資格）
- 2 建設工事契約（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事に関する契約をいう。以下同じ。）及び測量・建設コンサルタント等契約（測量、土地家屋調査、建設コンサルタント等に関する契約をいう。以下同じ。）

国土交通省又は内閣府沖縄総合事務局の競争契約の参加資格

- 二 契約担当は、前項に規定するほか、工事、製造、物件の買入その他についての契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争に参加する者に必要な資格を定め、当該資格を有する者を一般競争に参加させることができる。
- 三 契約担当は、前項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に一般競争に参加しようとする者の申請を待ってその者が当該資格を有するかどうかを審査し、その結果を当該一般競争に参加しようとする者に通知しなければならない。
- 四 契約担当は、第2項の資格を有する者の名簿を作成するものとする。
- 五 契約担当は、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため必要があると認めるときは、第1項及び第2項の資格を有する者につき、さらに当該競争契約に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。